

[給付様式7-2資料 表]

給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)について

1. 継続支給の対象者と、継続支給が認められる条件

対象者	継続支給が認められる条件	編入学の状況	支給期間
<編入学の2> 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了した者(※1)(※2)	① 学校教育法に定める編入学制度に基づいて編入学したこと(※3) ② 卒業・修了後1年未満であること(※1)	引き続き 継続年次へ 進級  カリキュラム上 同一年次を 履修	編入学後の正規の 修業年限まで(※6)
専修学校以外の大学等で本機構の給付奨学生であった者で、卒業せずに、2年制以上の専門学校の2年次以上に入学した者(※4)	① 当該専門学校に入学前の学校を卒業・修了していないこと ② 当該専門学校に入学前の学校に在学しなくなつてから1年未満の入学(2年次以上への入学に限る。)であること(※1)	2年次以上に 入学	入学後の正規の 修業年限まで(※6)
<認定専攻科進学> 短期大学・高等専門学校で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了した者(※1)	① 認定専攻科への進学であること(※5) ② 卒業後1年以内であること(※1)		進学した認定専攻科の正規の修業年限まで(※6)

※1 編入学の場合、編入学等の前に在学した学校に在学しなくなつてから、編入学等をした日までの間に1年以上が経過した者は、支援対象者となりません。認定専攻科の場合、卒業・修了してから進学校に入学するまでの間に1年以上が経過した者は、支援対象者となりません。

※2 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の本科に加え、専攻科、上級学科を卒業又は修了した者も対象となります。

※3 編入学の2による給付奨学金の継続支給は、大学(学部)の本科に編入学した場合のみ申請することができます。大学の専攻科・別科、短期大学や専修学校専門課程へ編入学した場合は支援対象となります。

※4 専修学校以外の大学等で給付奨学生であった者が、卒業せずに、2年制以上の専門学校の2年次以上に入学した場合、貸与奨学金とは異なり、「給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)」による申込みとなります。

※5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限り対象となります。

※6 支給期間は、転出校において給付奨学金を支給された期間と通算して、72か月を上限とします。

(例1) 修業年限2年の専門学校専門課程を修了後、修業年限4年の大学の2年次に編入学した場合(2年次を重複)、大学4年次まで支援を受けることができます。

(例2) 修業年限2年の短期大学を修了後、修業年限6年の大学の2年次に編入学した場合(2年次を重複)、大学5年次で支給は終了します(72か月 - 短期大学での支給期間24か月 = 大学での支給可能期間48か月)。

【注】同一学種間の異動であっても、転出校と転入校のいずれかが通信教育課程である場合は、「編入学の1」ではなく「編入学の2」の様式を使用して届け出してください。

2. 編入学した大学／進学した認定専攻科への提出書類

① 様式7-2「給付奨学金継続願(編入学の2／認定専攻科進学)」  
「編入学の2」と「認定専攻科進学」で共通の様式です。

② 自宅外通学の証明書類(該当者のみ)

自宅外通学の基準に該当し、かつ給付奨学金の自宅外月額の支給を希望する者は、自宅外通学を証明する書類を「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」(給付様式35)に添付し、転入校(又は進学校)へ提出する必要があります。自宅外通学を証明する書類としてどのような書類が必要であるかは、「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」(給付様式35)裏面のフローチャートで確認してください。

※裏面もご確認ください※

## ○振込口座について

奨学生として採用された時にどの口座を届け出たかがすぐわかるようにするために、振込口座の通帳のコピーを貼り付けて、保管しておくことをおすすめします。学校から指示があった場合、この用紙の上に奨学金振込口座として登録する口座の通帳のコピーを貼り付け、振込口座届に記入する際は、このコピーを確認しながら誤りのないよう記入してください。

### ★振込口座についての注意点

- ①学生本人の預・貯金口座ですか（学生本人以外の口座は使用できません）。
- ②銀行等の普通預金又は、ゆうちょ銀行の通常貯金口座ですか。
- ③「編入学奨学金継続願（編入学の2・旧制度）」と通帳などの口座名義人（カナ）が同じですか。
- ④金融機関名及び口座番号と支店名（ゆうちょ銀行以外の場合）、又は記号と番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいですか。  
注1
- ⑤この通帳は、1年以内に記帳できましたか（＝休眠口座になっていない）。
- ⑥信託銀行、農協、外資系銀行、新生銀行、あおぞら銀行、ネット銀行、コンビニ銀行等は振込みできません。  
注2

注1 3ヶ月以内に新設された支店は選択できない場合があります。

注2 一部の信用組合は振込みできません。

貼  
り  
付  
け  
一  
通  
帳  
の  
見  
開  
き  
コ  
ピー

### 〈ゆうちょ銀行の例〉

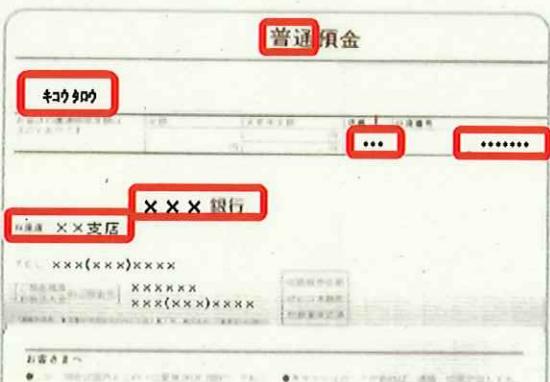
- ・本人名義の通常貯金口座を使用します。
- ・ゆうちょ銀行の場合、「記号」と「番号」を入力します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は入力しないでください。  
例：〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(5桁) ↑ (最大8桁)  
入力しない
- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

**「店名」、「店番」、  
「口座番号」は使用しません**



### 〈ゆうちょ銀行以外の金融機関の例〉

- ・本人名義の普通預金口座を使用します。
- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を入力します。誤りのないよう入力してください。  
※類似した名称にはご注意ください。  
例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など



**※表面もご確認ください※**